

# 公 告

令和8年(2026年)5月15日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	3-27
(2) 件 名	真庭市公金収納デジタル化におけるPOSレジ及びキャッシュレス決済端末等導入業務
(3) 履行場所	真庭市久世地内ほか
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	キャッシュレス対応可能なセミセルフレジを導入し、販売データをクラウド管理できるシステムの導入。
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(システム開発)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 5月29日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、市民課 【TEL】0867-42-1112へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 5月21日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	市民課 【メール】shimin@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 5月29日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、市民課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 5月29日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 5月29日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市市民課

TEL 0867-42-1112 / FAX 0867-42-7455

令和8年度 真庭市公金収納デジタル化におけるPOSレジ及びキャッシュレス決済端末  
等導入業務委託仕様書

1 件名 令和8年度 真庭市公金収納デジタル化におけるPOSレジ及びキャッシュレス  
決済端末等導入業務

2 業務の概要

POSレジ及びキャッシュレス決済端末の調達、設置、設定及びこれらに付随する調  
整・支援

3 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 本サービスについて一元的な窓口を設置し、問題発生時等に一元的に対応するこ  
とができる者であること。

(2) 岡山県内に住所又は営業所を有する等、機器の不具合等に迅速に対応できる者で  
あること。

4 納入期限・契約期間

(1) POSレジ端末、キャッシュレス決済端末及び必要機器の設置予定時期  
令和8年7月31日(金)

(2) 保守業務の契約期間(予定)

令和8年8月1日(予定)～令和9年3月31日

※各課への設置スケジュールや各種契約の開始日は、当市と受託者と協議の上で決定す  
る。

5 納入場所

真庭市役所 真庭市久世2927-2

北房振興局 真庭市下砦部248

落合振興局 真庭市落合垂水618

勝山振興局 真庭市勝山319

美甘振興局 真庭市美甘4134

湯原振興局 真庭市豊栄1515

蒜山振興局 真庭市蒜山下福田305

6 数量

真庭市役所	市民課	1 式 (自立型 or 卓上型)
	会計課	1 式 (自立型 or 卓上型)
	北房振興局	1 式 (自立型 or 卓上型)
	落合振興局	1 式 (自立型 or 卓上型)
	勝山振興局	1 式 (自立型 or 卓上型)
	美甘振興局	1 式 (自立型 or 卓上型)
	湯原振興局	1 式 (自立型 or 卓上型)
	蒜山振興局	1 式 (自立型 or 卓上型)

## 7 調達機器

調達する機器は新品であること。(中古品及びリユース品は不可。)

### (1) POS レジ

- ア 全ての POS レジは対面セルフ仕様であること。また、合計金額を算出するための入力操作を職員が行い、確定した金額を来庁者自身が現金またはキャッシュレスの支払い方法を選択し、決済端末を用いて支払いができること。
- イ 各窓口で取り扱う証明書等交付手数料の種類及び金額を登録できること。また、前のお客様が支払い中でも、次のお客様の支払い登録が可能であること。
- ウ 自動釣銭釣札機及びキャッシュレス決済端末に連携できること。その場合には、金額の二度打ちが不要であること。
- エ 集計項目は、証明書種別ごとの金額及び件数を決済種別ごとに集計できること。また、集計を一元管理出来るクラウドシステムを自社で保有していること。
- オ 現金及びキャッシュレス決済の種別ごとに、各種証明書等の売上金額が印字できること。
- カ 売上情報を管理できること。月次、日時、拠点、発行種別ごとのレポート出力や外部出力を可能とすること。また、売上情報を一元管理できるクラウドシステムを自社で保有していること。
- キ 職員側の操作画面等は機器ごとにカスタマイズできること。また、取扱品目等の追加設定ができること。
- ク キャッシュレス決済不可の商品登録時はポップアップ等で注意喚起、またはキャッシュレス決済の支払い選択が自動的に不可となる機能を有すること。
- ケ レシートにバーコード印字を行い、スキャナで読み込むことで訂正及び取消の操作が可能であること。
- コ 自動釣銭釣札機については、日本国内発行硬貨 6 金種、紙幣 4 金種の取扱いができるものであること。また、今後の硬貨及び紙幣の改廃に対応できるものであること。
- サ 自動釣銭釣札機内の現金在高を職員側の POS 画面で確認でき、釣銭やレシート等が少なくなった場合にお知らせする機能を有すること。

- シ 自動釣銭釣札機は操作性に十分な配慮がされ、エラー発生時には機能による自動でのエラー解除、またはアニメーションによるエラー解除ガイダンスをディスプレイに表示可能のこと。
- ス 硬貨や紙幣の補充、両替が POS 画面から簡易な操作で行えること。
- セ 紙幣詰まり等のエラーが生じた場合に、自動釣銭釣札機の内部で再計算（再精査）できる機能を有すること。
- ソ 日々のレジ開閉業務は自動釣銭釣札機への指示を含めて POS 画面から操作を行い、完了できること。
- タ レシートが発行可能で、オートカット機能を有すること。
- チ 職員側のディスプレイの画面サイズは 15 型程度とすること。また、本体と分離して設置が可能であること（有線、無線は問わない）
- ツ カスタマディスプレイは 15 型程度で、支払額が表示されること。
- テ 現金支払時に来庁者とのトラブルを防ぐため、カメラ撮影機能を POS レジ側に取り付け、即時に POS レジ本体から再生確認することが可能であること。
- ト 音声ガイダンス機能を有すること。
- ナ 日本語以外の言語（3 ヶ国以上）に対応できること。
- ニ 釣銭の取り忘れを防止する機能として、釣銭が取り除かれた後にレシートが発行されること。
- ヌ 停電時に安全にシャットダウンする為の UPS 機能を有していること。
- ネ キャッシュレス決済での会計の場合、レシートの領収印字を支払明細書等の内容に自動的に切り替える機能を有していること。
- ノ PC・タブレットベースに POS 機能を追加したものではなく POS 専用機であること。
- ハ 取引時に預かり金を一時保留し現金返却を可能とすること。
- ヒ 通信障害時等、オフラインであってもレジ機能が使えること。
- フ 自立型は POS レジ+キャッシュレス端末は H=1360mm 以内、W=360mm（ディスプレイ、キャッシュレス端末を除く）とする。
- ヘ 卓上型は POS レジ+キャッシュレス端末は H=710mm（カメラを除く）以内、W=560mm（ディスプレイを除く）とする。

## (2) キャッシュレス決済端末

- ア キャッシュレス決済の対応ブランドは、市が別途契約する指定納付受託者が取り扱うブランドに準じるものとし、導入機器は当該決済サービスと連携可能なものとする。
- イ キャッシュレス決済端末は POS レジと連動が可能であること。また、市が別途決定する指定納付受託者（決済代行業者）のシステムと確実に連携できるよう、必要な

設定及び調整を行うこと。

ウ クレジットカード等の信用照会は、即時与信ができること。

エ クレジットカードの不正使用に対し、十分な対策がなされていること。

オ 利用者に対してキャッシュレス決済での支払が可能であることを案内する取扱い  
決済ブランド等のロゴマーク等の掲示物を設置場所ごとに無償で提供すること。

## 8 指定納付受託者の提案について

(1) 受託者は、本仕様書の機器と円滑に連携可能な指定納付受託者（決済代行業者）を市へ提案し、導入にあたっての技術的な助言を行うこと。

(2) 提案する指定納付受託者のサービス内容は、以下の要件を満たすものであること。

ア クレジットカード及びコード決済の取扱いを一括で行えること。

イ 納付方法は「立替払方式」とし、決済手数料を収納金から控除しない（総額納付）方式に対応できること。

(3) 市が指定納付受託者と契約を行う際、受託者は機器の接続試験や運用設定等のサポートを本業務に含めて実施すること。

## 9 ネットワーク環境について

(1) インターネット回線が必要な場合は、発注者が用意する。

## 10 機器の指定など

(1) 本仕様書におけるPOSレジ等の参考型番

メーカー：株式会社寺岡精工

型番：Web3800T

(2) 仕様の適合について

同等品の場合は、予め書面で仕様・規格が確認できる仕様確認資料を提出し確認をとること。

## 11 保守および保証について

(1) 窓口開設時間中の障害発生時対応サポート体制を整備すること。

(2) 機器に故障・不具合が生じた場合に、速やかに技術者を派遣できる体制が取られていること。

(3) コールセンターは自社運営であること。

(4) リモート対応が可能な事。

## 12 その他

(1) 端末設置、操作マニュアルの作成、操作研修、導入時の立ち合いを含めたスケジュー

ール及びサポート体制を提示できること。

- (2) 機器の納入、各種設定、調整、納品等真庭市と十分な調整・協議を行い、両者合意のうえで行うこと。
- (3) 入札金額は、導入経費を含んだ金額とすること。
- (4) 受託者が提案する指定納付受託者について、決済手数料率や運用条件が市の公金収納方針に合致しない場合、市は再提案を求めることができる。また、その際の追加費用（システム改修等）は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者で協議のうえ決定すること。